

令和2年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 設置者による測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、鹿児島市が報告を受けた事業者によるダイオキシン類の測定状況は、次のとおりである。

1 測定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

2 測定結果

(1) 大気基準適用施設

施設	区分	対象施設数	報告件数
廃棄物焼却炉	排出ガス	26	27
	焼却灰等	25	24
アルミニウム合金製造溶解炉	排出ガス	1	1

排出ガスの測定結果は、全てダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出ガスに係る排出基準に適合していた。
焼却灰等の測定結果は、1施設の未報告分を除き全てダイオキシン類対策特別措置法に基づく焼却灰等の処理基準に適合していた。

(2) 水質基準適用事業場

施設	区分	対象事業場数	報告件数
下水道終末処理施設	排出水	1	2

排出水の測定結果は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出水に係る排出基準に適合していた。

設置者による測定結果

1 排出ガス・焼却灰等の測定結果

(1ngは10億分の1g)

事業場 番号	施設 番号	工場・事業場の名称	焼却能力 kg/時	排出ガス		採取日	焼却灰 測定値 (処理基準)	ばいじん ng-TEQ/g 3ng-TEQ/g	
				採取日	排出基準				測定値
					ng-TEQ/m ³ N※1				ng-TEQ/m ³ N
1	1	鹿児島市北部清掃工場 (1号炉)	11,042	R2.12.22	0.1	0.0083	R2.12.22	0.0043	0.30
	2	" (2号炉)	11,042	R2.12.23	0.1	0.0031			
2	3	鹿児島市南部清掃工場 (1号炉)	6,250	R2.9.16	1	0.23	R2.9.17	0.016	0.12 ※2
	4	" (2号炉)	6,250	R2.9.17	1	0.10			
3	5	株式会社 太陽化学	3,750	R2.8.25	1	0.11	R2.8.25	0.12	0.45
4	6	日置市クリーン・リサイクルセンター(1号炉)	2,532	R2.9.24	1	0.15	R2.9.24	0.0036	0.88
	7	" (2号炉)	2,532	R2.9.24	1	0.045	R2.9.24	0.046	0.80
5	8	株式会社 勝利商会 第二中間処理場	1,750	R2.12.2	5	0.061	R2.11.5	0.00015	0.00012
6	9	株式会社 勝利商会 第一中間処理場	1,250	R2.9.11	5	0.17	R2.11.1	0	0.00056
7	10	㈱サニタリー リファイナリーセンター (ストーカケルン炉)	1,620	R3.1.25	5	0.34	R2.12.28	0.066	0.42
	11	㈱サニタリー リファイナリーセンター (バッチ式・ガス化炉)	210	R3.3.31	5	0.32	R2.12.28	1.6	0.31
8	12	株式会社 ヤクヤクリサイクル	600	R2.8.27	10	0.79	R2.9.7	0.000069	0.0097
9	13	永田重機土木株式会社	600	R2.12.22	10	1.4	R2.12.22 (R3.2.22)	0.81	2.2
10	14	株式会社 フタマタ開発	195	R2.10.15	5	0.64	R2.10.16	0.0000013	0.00000072
11	15	パシフィックグリーンセンター株式会社 南日本支店	190	R3.1.13	10	0.10	R3.1.14	0	0
12	16	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門九州研究拠点	190	R3.1.25	5	0.0026	R3.1.27	0	— ※3
13	17	国立大学法人 鹿児島大学 (共同獣医学部)	190	R3.1.29	5	0.11	R3.2.1	0	—
14	18	隆誠工業株式会社 石谷リサイクル場	190	R2.11.9	5	0.034	R2.11.10	0.0018	0.017
15	19	株式会社 大進産業 (回転式)	180	R3.3.26	10	0.0013	R3.3.26	0.023	—
	20	株式会社 大進産業 (バッチ式)	69	R3.3.25	10	0.0086	—	—	—
16	21	株式会社 新日本科学	150	R2.4.20 R2.10.19	10	0.046 0.37	R2.10.19	0	0.0089
17	22	光建設株式会社	150	R3.3.18	10	0.14			
18	23	国立大学法人 鹿児島大学 研究推進機構 研究支援センター	120	R2.11.10	5	0.085	R2.11.12	0	—
19	24	鹿児島市動物管理事務所	100	R3.1.15	10	0.045	R3.1.18	0.00021	—
20	25	社会医療法人 愛仁会	85	R3.1.25	5	3.3	R3.1.25	0.11	—
21	26	鹿児島市平川動物公園	63	R3.2.19	10	0.0013	R3.2.20	0.000025	—
22	27	サツマルミリサイクル工業株式会社	2.5 t ※4	R3.3.30	5	0.090	—	— ※5	— ※5

※1 TEQとは、「毒性等量」を意味し、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD (四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン) の毒性に換算して表したものである。

m³Nは体積の単位で、1m³Nは0℃、1気圧の状態の気体1m³を表す。

※2 既存施設 (平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされているもの。) で、セメント固化、薬剤処理等を行っている施設であるため、ばいじん等の処理基準は適用されない。

※3 —は試料採取不可能なため、報告は不要。

※4 原料の処理能力。

※5 廃棄物焼却炉でないため、測定の対象外。

2 排水測定結果

(1pgは1兆分の1g)

事業場 番号	施設 番号	工場・事業場の名称	採取日	排出基準	測定値
				pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
1	1	鹿児島市南部処理場	R2.5.28	10	0.000067
			R2.11.12		0.000075